

台東区高齢者等入居促進啓発事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化の促進のため、協力不動産店を対象に、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金（以下「奨励金」という。）により、高齢者世帯等の入居への理解と入居に係るリスク低減サービスの普及啓発を図り、民間賃貸住宅へ円滑な入居と安定居住を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第3項に規定する民間賃貸住宅をいう。
- (2) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯又は65歳以上の者及び児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）のみで構成される世帯をいう。
- (3) 障害者世帯 次に掲げる程度の障害者のいずれかを含む世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 高齢者世帯等 高齢者世帯、障害者世帯をいう。
- (5) 協力不動産店 台東区居住支援協力不動産店登録制度実施要綱（令和4年3月16日付4台都住第1386号）第2条第1項に規定する居住支援協力不動産店をいう。
- (6) リスク低減サービス 行政サービス、高齢者世帯等の見守りサービス、残置物処理に関するモデル契約条項及び入居者死亡時のリスク（残存家財整理、居室内修繕及び空き家となったことによる逸失家賃をいう。）に備える火災（家財）保険をいう。
- (7) 台東区居住支援セミナー 住宅確保要配慮者の居住支援に関する制度や、リスク低減サービス等を活用して高齢者世帯等が入居した事例を紹介するセミナーをいう。

(対象世帯)

第3条 奨励金の交付を受けるために協力不動産店が賃貸借契約を仲介する場合の高齢者世帯等（以下「対象世帯」という。）及びその親族は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 賃貸借契約（リスク低減サービスを活用するものに限る。）を締結した日が台東区住宅確保要配慮者向けの入居相談実施要綱（令和7年1月28日6台都住第682号）第7条の規定により台東区入居相談情報提供の承認を受けた日から1年以内であること。
- (2) 第6条の規定に基づく申請日時時点で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (3) 第6条の規定に基づく申請日時時点で仲介する協力不動産店の従業員の親族でないこと。
- (4) 東京都台東区暴力団排除条例（平成23年12月台東区条例第29号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

（奨励金の交付要件）

第4条 区長は、予算の範囲内において、次の各号の全てに該当する協力不動産店に対し、奨励金を交付することができる。

(1) 対象世帯又はその親族（対象世帯が民間賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結できない事情があると区長が認めた場合に限る。）に対して、区内の民間賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結するための仲介をしていること。

(2) 第6条の申請の日の前日までに台東区居住支援セミナーを受講していること。この場合において、当該セミナー受講日から30日以内に、台東区居住支援セミナー受講報告書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の交付対象としない。

(1) 暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者

(2) その他区長が適当でないと認めたもの

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、契約件数1件につき3万円とする。

（奨励金の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする協力不動産店（以下「申請者」という。）は、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 転居後の民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 初月の家賃等の支払いを確認できる書類

(3) 家賃等の明細が記載されている清算書等の書類

(4) リスク低減サービスの利用を確認できる書類

(5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に行わなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、審査の上、交付の可否を決定し、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条の奨励金交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 区長は、前条の請求があったときは、その内容を審査のうえ、交付決定者に奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他奨励金を交付することが不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の取消しの際、既に交付した奨励金があるときは、台東区高齢者等入居促進啓発奨励金返還請求書(第6号様式)により当該奨励金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補 則)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、令和10年3月31日をもって廃止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定は、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の規定は、施行日以後に締結された賃貸借契約について適用する。